

# 豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 28年 4月 12日 14時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について

議案第 5号 非農地証明の承認について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名

出席 17名

欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	吉村 孝信	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	出
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	欠			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青木 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 三善 晋二

係長 加来 孝幸

## 開会の宣言

事務局 只今から平成28年4月の定例総会を開催いたします。

出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。

本日の議事録署名委員は18番磯永優二委員さんと、19番山崎廣美委員さんにお願いします。

会議書記は事務局職員の加来さんにお願いします。

次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

全1件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」

全1件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人である社会福祉法人●●●は精神障害のある人たち保護する施設等を経営している法人です。その理事長である●●●氏が譲受人であり、2、3年前に農地の交換で3条許可申請がなされたところですが、そのときの残地が僅かに残っており、今回の申請に至ったものです。

間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件でございます。  
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

13番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。  
通り番1について、場所は八屋上町にある倉富医院の道を挟んで反対側の辺りになります。申請人は●●●●氏と●●氏の妻であり、共有名義の農地を家に隣接した駐車場として使いたいとのことで申請に至っております。都市計画の用途地域内であり何も問題ないと思います。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2

17番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。  
通り番2について、申請人は、●●●●氏です。地番は六郎となっていますが、行政区は黒土の皆毛です。●●氏の宅地等敷地の一部になっている農地92平米を敷地延長で庭として利用するということです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 全員異議なしのことですので、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定については原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。  
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

12番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲受人の●●●●氏が譲渡人の●●●●氏の空き家を購入しリフォームして住むようになっております。その購入した物件の庭先にあった畠を譲り受けて、駐車場として利用する計画です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2、3

13番委員発言 許可申請の通り番2及び3について説明いたします。

通り番2について、場所は八屋の増田ホームリビングセンターの道を挟んだ反対側で前川公民館の並びになります。●●●●氏の農地を●●●●氏が購入し、美容院を経営するということで、申請がなされたものです。

通り番3について、株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●氏及び●●●●●●氏の農地を購入し、太陽光発電施設を設置し、横に店舗を新築する計画です。場所は市役所横の農地を北九州方向向きに行き、上町団地の近くの突き当たった信号の右手側になります。どちらも都市計画の用途地域内であり、特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2及び3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

15番委員発言 通り番2について、美容院を経営することですが、排水は下水なのですか。

13番委員発言 はい。公共下水が通っておりますのでそちらに流します。

14番委員発言 今の国道から増田ホームリビングに下る道路の拡幅工事が計画されていると聞いていますが、その時に引っ掛けたりするのではないか。

18番委員発言 能徳工業団地向きに道路が新設され、工業団地の入り口が4つ角になる予定で、途中から道が逸れていく形ですので、この物件が道にかかることはありません。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4

8番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について、この案件は第2号議案の通り番2で17番委員が説明したものと同じものです。場所は西皆毛の行政区に含まれるところです。譲渡人の●●●●氏はずっと入院している状態であり、譲受人の●●●●氏の敷地の一部に取り込まれており、庭として宅地延長するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農地転用計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地転用計画変更申請は2件でございます。

「議案第4号、事業計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第4号について事務局の朗読が終わりました。事務局より説明及び意見をお願いします。

事務局発言 事業計画変更申請について2件あります。有限会社●●より、工期完了日及び棟数の変更、●●●●●株式会社より工期完了日の変更の計画変更申請がなされております。どちらも間違いありませんので、お目通しいただき承認をお願いいたします。

議長 議案第4号について、事務局の説明が終わりました。事業計画の変更について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので農地転用計画変更申請について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号 農用地利用集積計画の決定については原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。

「議案第5号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。  
通り番1について、申請地は地目が農地となっていますが、すべて特別養護老人ホームの駐車場や運動場に使用されており、農地以外の状態になっております。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

12番委員発言 駐車場などの用途として使用していたとのことですが、今まで届出などをていなかつたのですか。

三善局長発言 ほ場整備をしたときに、非農用地設定をした農地であり、転用許可を取らずに工事をしたみたいです。

6番委員発言 何回か前に議案で上がっていた場所ですか。

11番委員発言 これは初めて上がった場所です。それは施設立替のために農振除外申請のあった農地でこの場所とは違います。

8番委員発言 2ヵ月後くらいに転用許可申請が上がってくると思います。

16番委員発言 非農用地設定をしておけば、転用申請は必要ないと思っていた。自分のところにも農舎があるが、非農用地の設定をした時点で農地から外れたと思っていたが。

三善局長発言 ほ場整備のときに非農用地設定をした農地は、許可が要らないと勘違いする人が多いようです。

14番委員発言 農舎は、200平米未満だと転用許可が必要ないと聞いているがどうですか。

三善局長発言 はい。届出だけでよいです。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の非農地証明交付申請に対する意見決定について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号、非農地証明交付申請について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって4月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議長 松本克己 

18番委員 石黒承俊二 

19番委員

